

## 社会福祉法人越谷市社会福祉協議会 社協だより広告掲載に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、社会福祉法人越谷市社会福祉協議会(以下「協議会」という。)広告掲載に関する要綱に基づき、協議会が作成する社協だよりへの広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載位置)

第2条 広告の掲載位置は、協議会が指定した位置とする。

(広告掲載規格)

第3条 広告の掲載規格は、次に掲げるところによる。

- (1) 1号広告 縦5.5cm×横7.5cm
- (2) 2号広告 縦5.5cm×横15cm

(掲載する広告数)

第4条 掲載する広告数は、1号広告の規格で3区画分とする。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、1回1区画につき、1号広告は25,000円、2号広告は50,000円とする。

(広告掲載料の還付)

第6条 納付された広告掲載料は原則として還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により協議会が広告を掲載できなかったときは還付する。

(広告内容)

第7条 広告主は、広告の内容及びデザイン等が社協だよりのイメージを損なうことのないよう、協議会企画管理課と調整しなければならない。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成20年3月1日から施行する。